

## 所得税・消費税事務の運営方針等

### I 基本方針

個人課税の事務は、膨大かつ多種多様な個人納税者を対象としていることから、単に個人課税事務のみにとどまらず、広く税務行政全般に対する信頼感、ひいては国民一般の納税意識に大きな影響を持つ。

のことから、個人課税事務の実施に当たっては、①自発的かつ適正な申告納税の推進、②的確な調査の実施、③効率的な事務運営の推進を基本として、時機に応じた施策を講じることにより、年間を通じてバランスのとれた運営に努めることとしている。

なお、確定申告関係事務については、これまで外部事務量確保に対する圧迫要因となってきたことから、近年、自宅からの e-Tax の推進による来署者数の削減や相談会場運営の効率化など、事務量圧縮に努めてきた。

令和元事務年度においても、引き続き、各種施策の実施により確定申告期前及び期後における外部事務量の確保を図るとともに、期中においても適正かつ公平な課税を実現するための各署の実情に応じた施策を積極的に実施することとしている。

### II 令和元事務年度の重点事項

#### 1 調査事務

限られた事務量の下、深度ある実地調査（特別調査、一般調査）により、高額・悪質な納税者の非違是正及び他の納税者への抑止効果を狙う一方、中低階級の納税者の適正申告を幅広く確保する観点から、短期間で行う実地調査（着眼調査（実地））や実地調査以外の接触を適切に組み合わせるなど、バランスの取れた事務量配分に配意することとしている。

本事務年度においては、深度ある実地調査については、資料情報等を活用したデータマッチングや高度・事務系統横断的な情報分析等により抽出した高リスク分野に調査資源を重点的に投下する一方、低リスク分野への事務量投下を回避することとしている。

また、限られた事務量の配分や、調査事務運営の方針を検討するに当たっては、地域経済の動向、地域の特性、調査事績など様々なデータ分析を行い、こうした分析結果（客観的エビデンス）を活用して行うこととしている。

## (1) 納税者管理の充実

### イ 継続管理事案

膨大かつ多種多様な個人納税者の中でも、①高額・悪質で調査困難と見込まれる納税者及び②富裕層については、適時かつ的確に、深度ある実地調査を実施する必要がある。

このため、前者を「継続1管理事案」、後者を「継続2管理事案」として個別管理の上、各種情報等の蓄積を行い、事業実態等の把握・分析・検討を行った上で適期に調査対象として選定することとしている。

### ロ 継続管理事案以外の納税者

継続管理事案以外の納税者については、KSKシステムによる管理を基本として、申告審理システムのほか、業種別管理システム、資料情報活用システム等を活用して、的確かつ効率的な調査選定を行うこととしている。

## (2) 調査事務の実施状況等

### イ 調査事績の状況

確定申告関係事務の効率化やマイナンバーの活用による効率化に取り組み、調査事務量の確保に努めてきたところ、実地調査事績の状況は資料1のとおり、調査件数をはじめとした各種計数は概ね増加傾向にある。

### ロ 國際化及び富裕層（継続2管理事案）への取組

海外取引・海外資産関連事案及び継続2管理事案については、選定事務量の確保にも配意した上で、調査事務量を優先的に確保した事務計画を策定し、積極的に取り組むこととしている。

なお、実地調査事績の状況は資料2（海外取引・海外資産関連事案）及び資料3（継続2管理事案）のとおりであり、調査件数をはじめとした各種計数は概ね増加傾向にある。

### ハ 消費税の適正課税の確保への取組

消費税課税事業者に対しては、消費税固有の非違、免税点制度を利用した意図的な無申告、不正還付に的確に対応し、適正課税の確保に努めることとしている。

なお、実地調査事績の状況は、資料4のとおりであり、調査件数をはじめとした各種計数は概ね増加傾向にある。

### ニ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への取組

ICT化等の進展に伴う経済社会への変化に対応するため、本事務年度より新たに、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動を行っている納税者に対して、納税者の自発的な納税義務の履行の支援や適正課税の確保に向け、取組みを行うこととしている。納税者への接触に当たっては、関係部署との密接な連携により、資料情報の収集・分析を行った上で、高額・悪質な非違が想定さ

れる者には深度ある調査を実施する一方、それ以外の者には、行政指導も含めた実地の調査以外の接触も適切に組み合わせるなど、効率的な取組に努めることとしている。

#### ホ 重点調査業種(地域)等への取組

重点調査業種(地域)等については、地域経済の動向、地域の特性や調査事績を分析した上で、署法人課税部門との連携も視野に、波及・牽制効果を意識して的確に指定することとしている。

## 2 確定申告関係事務

### (1) 平成30年分確定申告の状況(資料5、6、7)

平成30年分の所得税等の確定申告書の提出人員は、2,222万人(対前年比+1.1%)で、平成27年分から毎年増加している。

そのうち、申告納税額のある者(納税人員)は638万人(対前年比▲0.4%)、還付申告は1,306万人(対前年比+1.8%)であった。

また、申告納税額のある者の所得金額は42兆1,274億円(対前年比+1.7%)、申告納税額は3兆2,826億円(対前年比+2.5%)であった。

### (2) 平成30年分確定申告の評価

平成30年分確定申告においては、自宅等からのe-Tax申告の推進、申告相談事務の効率化、確定申告会場の開設期間の適正化並びに期中処理の促進等の各種施策を実施した。

#### イ e-Tax申告の増加

e-Tax利用の簡便化(マイナンバーカード方式及びID・パスワード方式)及びスマートフォン等専用画面の利用開始など、個人納税者に対するe-Taxの利便性の大幅な改善を踏まえ、各種の周知・広報施策を積極的に実施した。

その結果、自宅等からのe-Taxを利用した所得税等の確定申告書の提出人員は543万人となり、対前年117.0%(+79万人)と、大幅な増加となった。このうち自宅等から本人が送信したものは、対前年223.1%と倍増した(+63万人)。

また、地方団体が收受した申告書をデータで国へ引き継ぐ、申告書等データの引継については、958の地方団体(対前年134.4%)から87万人の送信があり、前年より大幅に増加した(対前年190.2%)。

#### ロ 来署者数の減少

e-Tax申告の大幅な増加などの要因により、申告書提出件数が増加する中、来署による申告は、319千人減少(対前年93.1%)となった。

#### ハ 相談事務の削減等及び外部事務量の確保

会場開設期間の適正化や相談事務の効率化等により相談事務量が削減(対前年94.6%)され、確定申告期間中の申告書審査事務量(対前年101.6%)と期中処理事務量(対前年103.1%)が確保されたことにより、審査・是正処理が促進さ

れた。その結果、外部事務量の確保（対前年 107.3%）に繋がった。

### （3）令和元年分確定申告に向けた方針

令和元年分確定申告においても、これまでの取組を踏まえ、国税庁の使命を果たしていくための機能がより一層発揮されるよう、自宅等からの e-Tax を利用した申告を積極的に推進するとともに、相談事務や内部事務などの確定申告関係事務の更なる効率化に取り組む。

#### イ 自宅等からの e-Tax 申告の推進

e-Tax 利用の簡便化に伴うマイナンバーカード方式や ID・パスワード方式による e-Tax 利用に向けた広報を重点的に行う。また、スマートフォンを利用したマイナンバーカード方式による申告の開始及びスマートフォン等専用画面の利用可能対象範囲の拡大（全給与所得者、雑所得者、一時所得者に対応）を踏まえ、納税者の申告態様に応じ、e-Tax 利用に向けた広報と併せて積極的に周知・広報を行う。

特にスマートフォン等専用画面の利用可能対象範囲の拡大については、既に ID・パスワードの通知の発行を受けた者のうち、翌年の e-Tax 申告が見込まれる層に対する個別勧奨を積極的に行う。

また、前年に自宅等から確定申告書等作成コーナーを利用して書面による申告を行った者を中心に、マイナンバーカード方式及び ID・パスワード方式の案内を積極的に行い、自宅等からの e-Tax を利用した申告を勧奨する。

#### □ 適切な申告相談体制の構築・運営

##### ① 申告相談体制の構築

合同会場を含めた確定申告会場の開設に当たっては、適切な納税者サービスの提供に配意しつつ、行政の効率化や、適正かつ公平な課税の実現に向けた外部事務量の確保を図る観点から、各署における来署者の動向や前年の実施状況等も踏まえ、必要かつ最小限の期間及び規模とするよう努める。

会場の案内に当たっては、開設期間内の来署を促すよう的確な広報を行う。また、開設期間前の納税者対応の受け皿として無料相談等を効果的に活用する。

なお、開設期間前の来署者対応に当たっては、個人課税部門や資産課税部門と管理運営部門の双方の事務量を勘案し、分担・連携して対応するとともに、必要かつ最小限の人員配置とするなど、効率的かつ円滑な事務の実施に配意する。

おって、確定申告会場の開設期間後の来署者への対応に当たっては、申告書の審査、還付留保・事後処理等の事務が集中する時期であることから、開設期間前の来署者への対応と同様に、関係部門間で十分な連携・協調を図り、事務の繁忙に応じた弾力的な運営が円滑に実施されるよう配意する。

##### ② 確定申告会場の効率的な運営

確定申告会場の運営に当たっては、①職員（他部門からの応援職員含む）と非常勤職員の役割分担を明確化し、②能力が最大限発揮できるよう、職員及び非常勤職員等を適切に配置した上で、③時々の来署者数の状況に応じた職員の弾

力的な配置や交替制の実施、休憩時間の確保など、職員の健康管理にも十分配意する。

また、今後のスマートフォン等専用画面の利用可能対象範囲の拡大を踏まえ、来署者数や会場スペース等に応じ、納税者自身のスマートフォン等を利用して申告を行うコーナーを設置し、来署者のうち専用画面の対象となる者を中心に案内することにより、翌年以降の自宅等からの e-Tax を利用した申告の推進を図る。

おって、申告相談に当たっては、会場混雑緩和や高齢者等に配意したレイアウト作りを行うなど、確定申告会場における納税者への負担軽減に対する配慮をはじめ、個々の納税者の態様に応じ適切に対応する。

#### **ハ 軽減税率制度の実施への対応**

消費税軽減税率制度の実施後初めての確定申告となることから、税理士会や青色申告会などの関係民間団体と連携し、丁寧な指導・説明を行い、納税者が適正に申告できるような体制の構築に努める。

#### **二 第三者作成書類の添付省略への対応**

確定申告会場等で e-Tax 送信した所得税の申告書に係る第三者作成書類の添付省略の実施に当たっては、事務手続や法令を遵守するとともに、関係部門間で十分な連携・協調を図り、円滑な実施体制の構築に努める。

#### **ホ 医療費控除の提出書類の簡略化への対応**

令和 2 年分以降は、医療費の領収書の添付又は提示によらず、医療費控除の明細書等の添付が必要となることから、地方公共団体、関係民間団体と連携し、各種説明会や確定申告会場の場などあらゆる機会を捉えて、納税者が適正に申告できるよう、改正内容に係る周知・広報を積極的に行う。

#### **ヘ 地方公共団体から国への申告書等データの引継**

今後、未実施の団体に対しては実施に向けて、一部実施済みであれば全件がデータ引継されるように地方団体と丁寧に協議を行う。

また、予算制約等でデータ引継を実施することが困難な地方公共団体や地方相談会場の連年利用者等に対しては、個別広報を行うなど、自宅等からの e-Tax を利用した申告の推進にも取り組む。

(資料1)所得税の実地調査の状況

項目		事務年度等		27事務年度	28事務年度	29事務年度	対前年比
調査件数	特別・一般	件	48,043	49,012	49,735	101.5	
	着眼(実地)	件	17,973	21,226	23,218	109.4	
	合計	件	66,016	70,238	72,953	103.9	
非違件数	特別・一般	件	41,515	42,653	43,464	101.9	
	着眼(実地)	件	13,158	15,796	16,874	106.8	
	合計	件	54,673	58,449	60,338	103.2	
増差所得	特別・一般	億円	4,522	4,499	5,080	112.9	
	着眼(実地)	億円	722	860	814	94.7	
	合計	億円	5,243	5,359	5,894	110.0	
追徴税額	特別・一般	億円	746	753	887	117.8	
	着眼(実地)	億円	52	66	60	90.9	
	合計	億円	798	819	947	115.6	
1件当たり	増差所得	特別・一般	万円	941	918	1,021	111.2
		着眼(実地)	万円	402	405	351	86.7
		合計	万円	794	763	808	105.9
	追徴税額	特別・一般	万円	155	154	178	115.6
		着眼(実地)	万円	29	31	26	83.9
		合計	万円	121	117	130	111.1

※ 「特別・一般」調査は、高額・悪質な不正計算が見込まれる者を対象に、相当の日数をかけて深度ある調査を行うもの。

「着眼(実地)」調査は、資料情報等に基づき課税上の問題があると見込まれる者を対象に短期間で調査を行うもの。

## (資料2)海外取引・海外資産関連事案の調査状況

事務年度等		27事務年度	28事務年度	29事務年度	対前年比
項目					
調査件数	件	3,348	3,145	4,616	146.8
申告漏れ等の非違件数	件	2,965	2,719	3,999	147.1
申告漏れ所得金額	億円	636	541	977	180.6
追徴税額	億円	111	108	203	188.0
1 件 当 たり	申告漏れ 所得金額	万円	1,899	1,720	2,116
	追徴税額	万円	333	342	440
					128.7

(注)特別調査・一般調査の調査事績である。

## (資料3)継続2管理事案に対する調査状況

事務年度等		27事務年度	28事務年度	29事務年度	対前年比
項目					
調査件数	件	4,377	4,188	5,219	124.6
申告漏れ等の非違件数	件	3,480	3,406	4,269	125.3
申告漏れ所得金額	億円	516	441	670	151.9
追徴税額	億円	120	127	177	139.4
1 件 当 たり	申告漏れ 所得金額	万円	1,179	1,054	1,283
	追徴税額	万円	273	304	339
					111.5

(注)特別調査・一般調査の調査事績である。

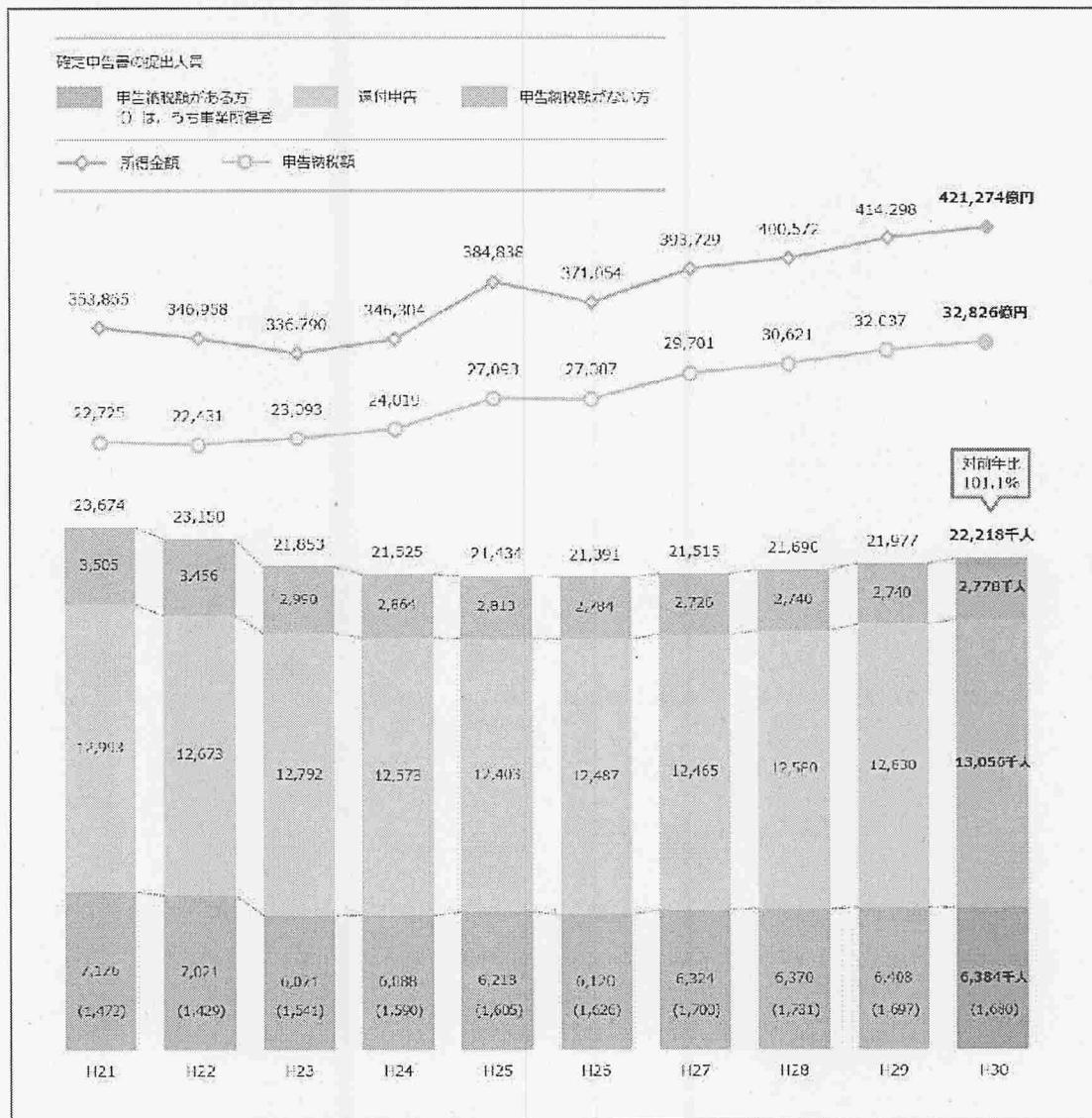
## (資料4)消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等		27事務年度	28事務年度	29事務年度	対前年比
	特別・一般	件	27,287	28,211	28,415	
調査件数	着眼(実地)	件	7,559	8,428	9,504	112.8
	合計	件	34,846	36,639	37,919	103.5
非違件数	特別・一般	件	21,980	22,827	23,368	102.4
	着眼(実地)	件	6,359	6,717	7,757	115.5
	合計	件	28,339	29,544	31,125	105.4
追徴税額	特別・一般	億円	193	221	250	113.1
	着眼(実地)	億円	21	24	22	91.7
	合計	億円	215	245	273	111.4
1件当たり追徴税額	特別・一般	万円	71	78	88	112.8
	着眼(実地)	万円	28	29	23	79.3
	合計	万円	62	67	72	107.5

※ 「特別・一般」調査は、高額・悪質な不正計算が見込まれる者を対象に、相当の日数をかけて深度ある調査を行うもの。

「着眼(実地)」調査は、資料情報等に基づき課税上の問題があると見込まれる者を対象に短期間で調査を行うもの。

(資料5) 所得税（及び復興特別所得税）の申告状況の推移（平成21年分～平成30年分）



(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(資料6) 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書提出状況

	26年分	27年分	28年分	29年分	30年分
申告納税額 がある方	(▲ 1.6) 6,120	(+ 3.3) 6,324	(+ 0.7) 6,370	(+ 0.6) 6,408	(▲ 0.4) 6,384
還付申告	(+ 0.7) 12,487	(▲ 0.2) 12,465	(+ 0.9) 12,580	(+ 2.0) 12,830	(+ 1.8) 13,056
申告納税額 がない方	(▲ 1.0) 2,784	(▲ 2.1) 2,726	(+ 0.5) 2,740	(▲ 0.0) 2,740	(+ 1.4) 2,778
合 計	(▲ 0.2) 21,391	(+ 0.6) 21,515	(+ 0.8) 21,690	(+ 1.3) 21,977	(+ 1.1) 22,218

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 かっこ書は、前年からの増減率である。

(資料7) 所得税及び復興特別所得税の主たる所得区分別所得金額等

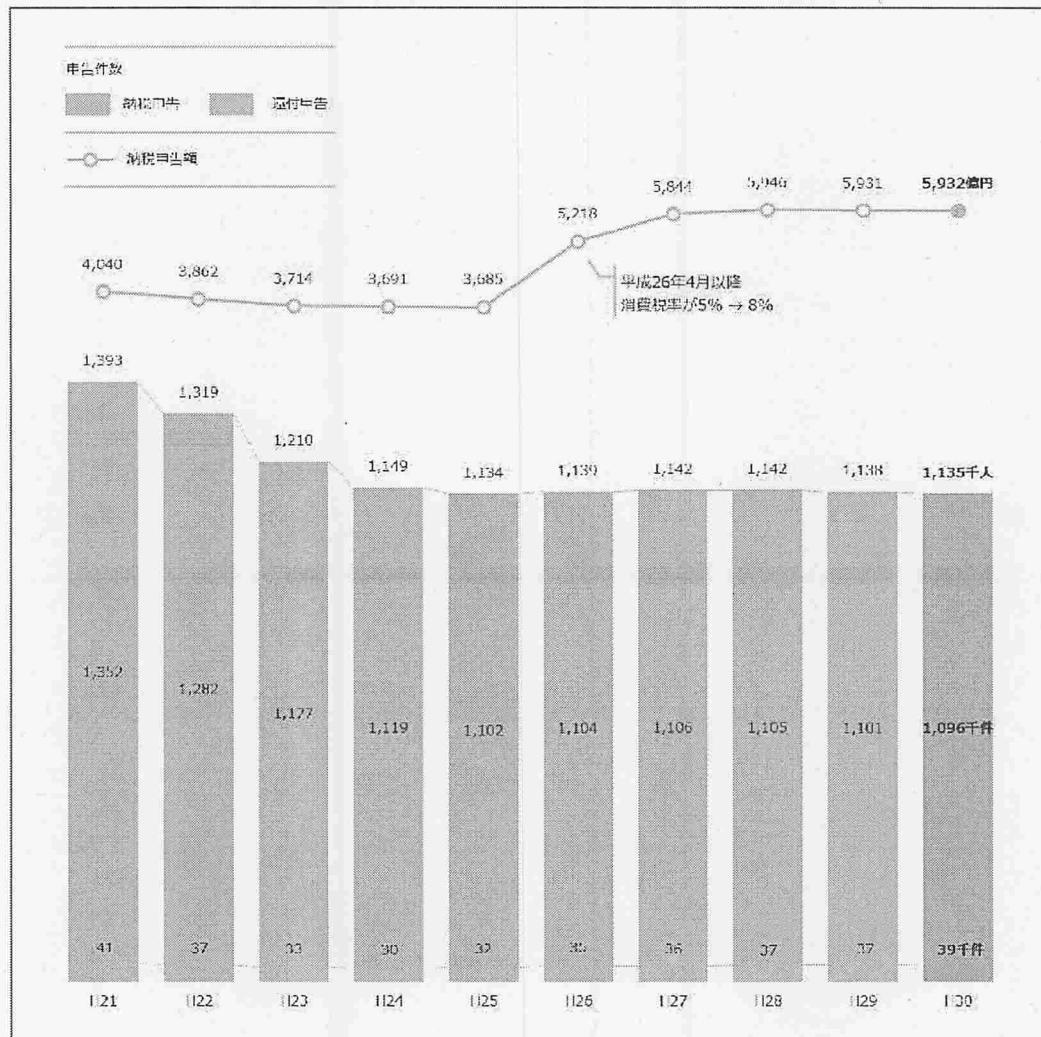
確定申告 人 員				申告納税額 がある方	還付申告	申告納税額 がない方	増減率			
	千人	千人	千人				%	%	%	
合計	22,218	6,384	13,056	2,778			+ 1.1	▲ 0.4	+ 1.8	+ 1.4
事業所得者	(16.8) 3,733	(26.3) 1,680	(6.6) 868	(42.7) 1,185			▲ 0.4	▲ 1.0	+ 1.2	▲ 0.7
その他所得者	(83.2) 18,485	(73.7) 4,704	(93.4) 12,189	(57.3) 1,592			+ 1.4	▲ 0.2	+ 1.8	+ 3.0
不動産所得者	(7.1) 1,586	(17.2) 1,096	(1.0) 137	(12.7) 353			+ 0.3	+ 0.1	+ 1.5	+ 0.6
給与所得者	(46.7) 10,376	(39.8) 2,541	(56.2) 7,341	(17.8) 494			+ 2.6	+ 0.9	+ 3.0	+ 5.2
雑所得者	(26.3) 5,850	(11.4) 727	(33.8) 4,412	(25.6) 712			+ 0.4	▲ 3.5	+ 0.7	+ 2.8
上記以外	(3.0) 672	(5.3) 340	(2.3) 298	(1.2) 34			▲ 4.8	▲ 1.2	▲ 9.2	+ 1.5

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 かっこ書は、合計に対する割合（構成比）である。

3 増減率は、平成29年分に対するものである。

(資料8) 個人事業者の消費税の申告状況の推移（平成21年分から平成30年分）



(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(資料9) 個人事業者の消費税の申告状況

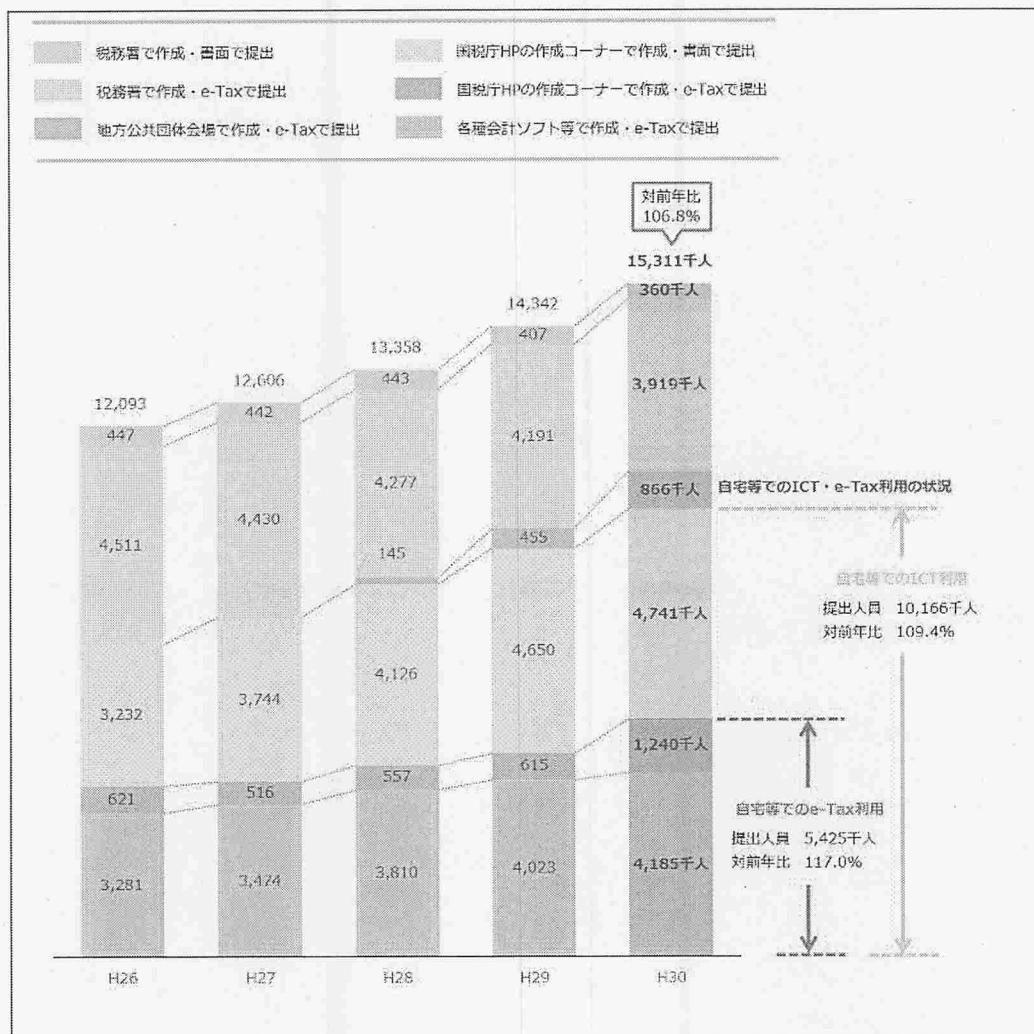
	平成29年分			平成30年分			増減率		
	申告件数	税額	1件当たり	申告件数	税額	1件当たり	件数	税額	1件当たり
	千件	億円	万円	千件	億円	万円	%	%	%
納税申告	(96.7) 1,101	外1,600 5,931	54	(96.6) 1,096	外1,600 5,932	54	▲ 0.4	+ 0.0	+ 0.5
還付申告	(3.3) 37	外96 357	96	(3.4) 39	外95 352	91	+ 3.3	▲ 1.4	▲ 4.6
合計	1,138	-	-	1,135	-	-	▲ 0.3	-	-

(注) 1 平成29年分は翌年4月2日まで、平成30年分は翌年4月1日までに提出された申告書の計数である。

2 外書は、地方消費税である。

3 かっこ書は、合計に対する割合（構成比）である。

(資料10) ICTを利用した申告書提出人員



	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分
確定申告人員	21,391	21,515	21,690	21,977	22,218
ICT利用人員	(56.5%) 12,093	(58.6%) 12,606	(61.6%) 13,358	(65.3%) 14,342	(68.9%) 15,311
自宅等でのICT利用	(33.4%) 7,134	(35.9%) 7,734	(39.2%) 8,492	(42.3%) 9,289	(45.8%) 10,166
各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	3,281	3,474	3,810	4,023	4,185
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	621	516	557	615	1,240
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	3,232	3,744	4,126	4,650	4,741
地方公共団体会場で作成・e-Taxで提出	—	—	(0.7%) 145	(2.1%) 455	(3.9%) 866
税務署でのICT利用	(23.2%) 4,959	(22.6%) 4,872	(21.8%) 4,720	(20.9%) 4,598	(19.3%) 4,279
税務署で作成・e-Taxで提出	4,511	4,430	4,277	4,191	3,919
税務署で作成・書面で提出	447	442	443	407	360

- (注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。  
 2 かつては、確定申告人員に対する割合（構成比）である。  
 3 「地方公共団体会場で作成・e-Taxで提出」は、平成29年1月から開始された施策である。

保存期間：3年  
(2021事務年度末)  
個人課税課

## 一般社団法人 全国青色申告会総連合の概要

### 1 沿革

青色申告会は、昭和25年に東京都内の青色申告者の有志によって結成された。

その後拡大を続け、昭和30年に全国的組織として「全国青色申告会総連合」が創設され、平成25年5月1日付で法人登記を行い「一般社団法人 全国青色申告会総連合」（以下、「全青色」という。）を設立し、現在に至っている（大阪国税局管内では、青色申告会と法人会などを併せた機能を有する「納税協会」が設立されている。）。

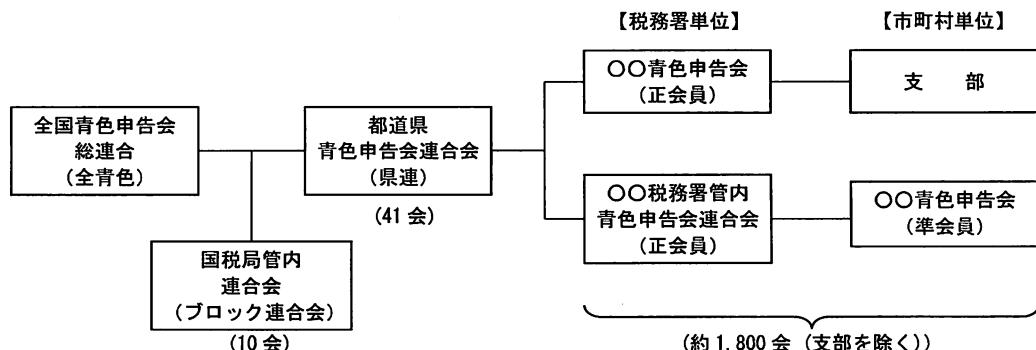
### 2 組織

全青色に加入している単位青色申告会は約1,800会、都道県単位で大阪国税局管内を除く41連合会が結成されており、会員数は約59万人である（平成31年4月、青色申告者総数約677万人に対する加入率は8.8%）。

全青色の役員は、全国10のブロックの代表（各県連の会長、副会長等50名）によって構成されている。

平成30年6月の定時会員総会において、八坂泰司氏（鹿児島県連会長）が会長に選出された。

#### ○ 一般社団法人 全国青色申告会総連合の組織



(注1) 単位会は1税務署1会として各市町村には支部を置いているところと、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところがある。

(注2) 正会員が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員となり、議決権を有する。

### 3 目的及び活動状況

全青色は、全国の青色申告会の指導連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、小規模事業者の公正な世論を結集して、その実現に努め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することを目的として設立されたものである。(全青色定款第3条)。

全青色の具体的な事業活動は次のとおりである。

- ① 青色申告の普及・拡大
- ② 税務当局及び税理士会等との協力による記帳指導、決算指導及び申告指導
- ③ e-Taxの普及・利用促進
- ④ 会計ソフト(ブルーリターンA)の推進による複式簿記の普及
- ⑤ 機関誌・各種テキスト(教材・DVD)の配布
- ⑥ 会員の相互扶助による福利厚生を目的とした共済事業

### 4 e-Taxの普及・利用促進

全青色では、個人事業者にパソコンやインターネットの利用が普及していることを踏まえ、ICTを活用した効率的な申告相談体制を確立するための環境整備を図っている。

さらに、事業活動の基本方針に、「e-Taxの普及」を重点事項のひとつとして位置付け、会員向けに開発した会計ソフト(ブルーリターンA)の利用促進をはじめとして、ICT化に向けて積極的に会員に対する広報・啓蒙活動を実施している。

### 5 会勢拡大への取組

人口の減少、高齢化、大企業の小売分野への進出などの構造変化に直面し、個人事業者の廃業が相次ぐなど、青色申告会を取り巻く環境は厳しさを増している。

そのような中、全青色においては、会勢拡大を図ることを喫緊の課題として、広報活動の強化や青色申告運動の推進と会活動の充実を図るとともに、各会の取組の成功事例についての情報提供を行うなどの取組を行っている。

全青色では、県連・単位会が情報を共有し一体となって、国税当局、商工会・商工会議所、各種業種団体など他団体との連携を一層強化し、地域の状況に応じた会員増強運動に精力的に取り組むことを基本方針に盛り込み、会勢拡大への取組を強化していくこととしている。

一般社団法人 全国青色申告会総連合 役員名簿

(令和1年6月26日現在)

役 職	ブロック	氏 名	年齢	都道県連役職等	叙勲 褒章	納税 表彰	備 考
会 長	南 九 州	やさか やすし 八坂 泰司		鹿児島県連 会長		24長官 27大臣	(再任) (一社)鹿児島青申会
副 会 長	東 京						
	神 奈 川						
	関 東 信 越						
	北 海 道						
	東 北						
	東 海						
	北 陸						
	中 国						
	四 国						
	北 部 九 州						
	南 九 州						
税 制 政 策 委 員 長							
組 織 委 員 長							
事 業 委 員 長							
社会保障政策委員長							
常 務 理 事 (兼事務局長)				—			

(注) 1 上記以外の全青色役員は常任理事14名、理事22名。

2 「納税表彰」欄は、長官表彰以上を表示。

保存期間：3年  
(令和3事務年度末)  
資産課税課

## 資産課税事務の運営方針等

### 1 基本方針

資産課税部門は、相続税、贈与税、譲渡所得及び山林所得等を所掌しているが、これらは臨時・偶発的に課税原因が発生するという特質を有しているほか、経済情勢や市場動向により申告件数等が大きく増減すること、また、部門未設置署が全国の約45%を占めていることから、広域運営やエリア一体的運営などの一層の拡大を図りつつ、税目間や署間バランスに配意した事務運営が重要となる。

### 2 令和元事務年度の重点事項

#### (1) 調査事務の充実

調査事務については、内部事務の効率的な処理等を通じて調査事務量を最大限確保した上で、的確な調査選定・調査優先度に応じた着手を徹底するなど、確保した調査事務量を効果的に活用する。

そのため、①主な内部事務の標準的な事務処理目安の提示や必要に応じた署への指導等を通じて内部事務の平準化を図るとともに、②事案の内容に応じた濃淡のある申告審理の実施と調査対象事案の厳選を実現するために必要な情報を提供し申告審理事務の効率化を図るなど、調査事務量の確保に向け、局による署へのマネジメントや支援を一層強化する。

なお、調査の実施に当たっては、大口・不正が見込まれる事案に対する深度ある調査と、納税者全体の適正申告の確保の観点から実地調査以外の調査や行政指導を効果的に組み合わせるほか、暫定日数指令方式による進行管理を徹底する。

イ 大口事案や不正が見込まれる事案に対する取組

調査の実施に当たっては、調査優先度に応じた着手を徹底するとともに、大口事案や不正が見込まれる事案に対して優先的に調査事務量を確保し、深度ある調査を実施する。

また、低階級の事案については、不正や多額の増差税額が見込まれる事案など真に調査すべき事案に事務量を配分していくことを徹底する。

ロ 進行管理の徹底

調査展開に応じた調査日数の適切な付与・事案の早期見極めなど、的確な進行

管理により効果的・効率的な調査を実施するほか、若手職員の育成等の観点から署統括官等による同行調査を積極的に実施する。

#### ハ エリア一体的運営の実施

調査対象事案の少ない小規模署等の調査事務運営については、近隣署間等による一定のエリア全体として調査優先度の判定を行い、その優先度に基づいた事案の着手を徹底させる観点から、積極的にエリア一体的運営を実施する。

#### ニ 審理能力の向上

大口事案や不正が見込まれる事案に対する実地調査の実施に当たっては、職員の審理能力の向上を図る観点から、局署の実情に応じ、調査着手前に部門の複数の職員や署審理専門官等を交え、事案の内容やその後の調査展開などを多角的に検討し、じ後の調査において、的確な証拠収集や保全と適切な事実認定や法令の解釈・当てはめを行う。

### (2) 重点課題への取組

#### イ 国際化への取組

##### (イ) 海外資産関連事案の的確な把握・調査

国外送金等調書、国外財産調書及びC R Sに基づく自動的情報交換資料等を活用し、海外資産関連事案を的確に把握する。特に、C R Sに基づく自動的情報交換資料については、局において、他の資料情報等とも併せてデータマッチングと分析を行い、署に対して情報提供等を実施するとともに、署においては、課税上の問題が認められる場合には確実に調査等を実施する。

また、局においては、署における上記事案の選定・調査状況を確実に把握し、所要の指示等を行う。

なお、把握した海外資産関連事案については、調査事務量を優先的に確保した事務計画を策定の上、調査手法の開発や調査事例の集積の観点も含め、租税条約等に基づく情報交換制度なども活用しつつ、引き続き、積極的に調査を実施する。

##### (ロ) 海外取引・海外資産に係る資料情報の収集等

効果的・効率的に海外取引や海外資産の保有状況を把握するため、有効な資料源の開発に努める。

なお、調査により把握された海外取引・海外資産の保有に係る情報については、将来の相続税の適正課税を見据え、的確にK S Kシステム（「資産の所有等に関する資料（No. 114）」）に入力し、蓄積する。

##### (ハ) 計画的な人材育成

海外資産関連事案に対する調査能力の向上を図るため、各種研修のほか、局署調査担当者による局間短期併任を実施し、調査の中核となる職員の計画的な育成を図るとともに、併任期間終了後は、併任者による局内への情報還元を積極的に行う。

また、局署国際税務専門官は、一般部門等の調査支援を通じて、職員の海外

資産関連事案に係る調査能力の向上を図る。

ロ 富裕層への取組

(イ) 継続2管理事案等への取組

継続2管理事案を含めた高額譲渡事案の調査に当たっては、将来の相続税適正課税の実現の観点から、引き続き、譲渡代金の使途のほか、調査時点における資産運用・保有状況を確実に把握し、当該情報を収集・蓄積する。

なお、継続2管理事案については、財産債務調書等を活用した上で、文書照会（実地調査以外の調査）も活用するなど、事案の態様に応じた取組を実施する。

(ロ) 生前贈与の把握に向けた取組

贈与税の適正課税を実現するため、資料情報を活用した贈与税調査等を実施するほか、次の点に配意して生前の財産移転の把握に努める。

A 譲渡所得及び相続税の調査時における財産移転の把握

譲渡所得及び相続税の調査時においては、譲渡代金の使途及び分割後の相続財産の帰属を含めた親族間の財産移転の有無を把握する。

B 他部課（部門）との連携

生前の財産移転の蓋然性が高いと見込まれる富裕層については、他部課（部門）の調査においても生前贈与の観点に着目した調査展開が図られるよう、連携体制の強化を図るとともに、会議等において調査事例を紹介するなど具体例を示して生前贈与の把握についての意識の醸成を図る。

ハ 無申告事案への取組

相続税については、各種資料情報を活用するなどして、無申告事案の積極的な把握に努めるとともに、把握された無申告事案については、引き続き、必要な調査事務量を優先的に確保した上で、低階級であっても課税が見込まれるものは調査を行うなど、全体としての無申告事案への取組を強化する。

なお、低階級の無申告事案の調査に当たっては、不正が見込まれる事案を除き、短期実地調査や机上調査（実地調査以外の調査）の活用を検討するなど、効率的な処理に努める。

**(3) 人材育成への取組**

経験の浅い職員を中心に調査技法等の習得を目的とした人材育成に当たっては、局署の実情に応じて、①都市局機動課、②地方局資産課税課調査担当、③署特別国税調査官、④エリア一体的運営による中心署統括国税調査官などの各機能を有効活用し、局署一体となって取り組む。

**(4) 譲渡所得事案に対する取組**

署資産課税部門の調査については、近年の譲渡所得の申告件数・所得金額等の動向など、各署における要調査事案の発生状況を考慮した上で、相続税事案に対する事務量も勘案しつつ、適切に事務量を見積もり、調査を実施する。

なお、土地等譲渡所得については、経済・社会情勢等の環境変化により地価が著しく上昇している地域等もあることから、局において、常にその把握に努めるとともに、既存のデータや収集した情報等のマッチングや分析等を通じて、調査対象事案の組成等に努める。

#### **(5) 相続税 e-Tax の普及に向けた周知等**

相続税申告における e-Tax 対応については、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、相続税申告書の提出方法の多様化による納税者利便性の向上及び申告内容のデータ入力等に係る税務行政の効率化を図る観点から、その検討・開発を進めてきたところであり、令和元年 10 月から e-Tax による申告が可能となる予定である。

資産課税においては、相続税申告における e-Tax の利用を早期に普及・定着させるため、積極的に周知等を行う。

なお、周知等に当たっては、相続税の税理士関与割合が高いことを踏まえ、税理士会に対して協力要請等を実施するとともに、相続税申告に関与したことがある税理士等を中心に効果的な利用勧奨に取り組む。

#### **(6) 相談体制の整備等**

相続税や譲渡所得などに関する申告手続等については、納税者にとって比較的馴染みがないため、ホームページの各種ツールや情報を活用するなど、広報・周知に努めるほか、一般相談の窓口である署管理運営部門・電話相談センター（総括税務相談官）との連携により、署における相談体制の整備を図るとともに、個別照会に係る相談日を集約した事前予約制を徹底するなど、引き続き、相談事務量を抑制するための施策を実施する。

表1 資産税各税の申告状況

区分 税目	申告人員		課税価格・ 所得金額等	申告納税額
	千人	課税人員		
相続税(平29年分)	144	112	155,884	20,185
贈与税(平30年分)	494	360	20,459	2,788
土地等譲渡所得(平30年分)	526	353	50,328	-
株式等譲渡所得(平30年分)	1,015	396	31,941	-
山林所得(平30年分)	9	5	48	-

表2 相続税の申告状況

項目	年分		平成28年分	平成29年分	対前年比	(参考) 平成26年分
	年	分				
① 被相続人数(死亡者数)	人		1,307,748	1,340,397	102.5	1,273,004
② 相続税の申告書 の提出に係る被相続人数	人	外	31,011 105,880	32,153 111,728	103.7 105.5	外 16,895 56,239
③ 課税割合 (②/①)	%		8.1	8.3	0.2	4.4
④ 相続税の納税者である 相続人数	人		238,550	249,576	104.6	133,310
⑤ 課税価格	億円	外	16,001 147,813	16,535 155,884	103.3 105.5	外 11,998 114,766
⑥ 税額	億円		18,681	20,185	108.1	13,908
⑦ 1人 当たり	課税価格 (⑤/②)	万円	外 5,160 13,960	外 5,143 13,952	99.7 99.9	外 7,102 20,407
	税額 (⑥/②)	万円	1,764	1,807	102.4	2,473

(注1) 平成27年1月1日以後の相続等については、基礎控除額の引下げが行われ、申告件数等が増加している。

(注2) 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

表3-1 平成30年分贈与税の申告状況

	平成29年分				平成30年分				増減率			
	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり
千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%	%
暦年課税	462	366	1,747	48	451	357	2,504	70	▲ 2.3	▲ 2.4	+ 43.3	+ 46.9
特例税率	232	202			227	199			▲ 2.0	▲ 1.8		
一般税率	230	163			224	158			▲ 2.7	▲ 3.2		
相続時精算課税	45	4	331	866	42	3	284	855	▲ 4.7	▲ 12.9	▲ 14.1	▲ 1.3
合計	507	369	2,077	56	494	360	2,788	77	▲ 2.5	▲ 2.5	+ 34.2	+ 37.7

(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 暦年課税のうち、特例税率に係る人員には、一般税率との併用者を含む。

3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含む。

表3-2 ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員

(単位:千人)

	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分
申告人員	519	539	509	507	494
ICT利用人員	(56.8%) 295	(63.7%) 343	(71.9%) 366	(74.4%) 377	(76.4%) 377
自宅等でのICT利用	(42.2%) 219	(49.2%) 265	(58.6%) 299	(62.0%) 314	(64.0%) 316
各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	108	128	168	176	176
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	10	9	13	13	17
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	101	128	118	125	122
税務署でのICT利用	(14.6%) 76	(14.5%) 78	(13.2%) 67	(12.4%) 63	(12.4%) 61
税務署で作成・e-Taxで提出	68	70	60	56	55
税務署で作成・書面で提出	8	8	7	7	6

(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

表4－1 平成30年分土地等譲渡所得の申告状況

	平成29年分				平成30年分				増減率			
	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり
土地等	千人 514	千人 341	億円 47,557	万円 1,396	千人 526	千人 353	億円 50,328	万円 1,427	% + 2.3	% + 3.5	% + 5.8	% + 2.3

(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 総合譲渡所得に係る計数を含む。

表4－2 平成30年分株式等譲渡所得の申告状況

	平成29年分				平成30年分				増減率			
	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり
株式等	千人 533 1,031	千人 533	億円 35,732	万円 670	千人 595 1,015	千人 396	億円 31,941	万円 806	% + 11.7	% ▲ 1.6	% ▲ 25.7	% ▲ 10.6 + 20.3

(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した方の計数である。

表5－1 相続税の実地調査の状況

項目		27事務	28事務	29事務	対前年比 (29/28)
①調査件数	件	11,935	12,116	12,576	103.8
②申告漏れ件数	件	9,761	9,930	10,521	106.0
③申告漏れ割合 (②/①)	%	81.8	82.0	83.7	+1.7P
④申告漏れ課税価格	億円	3,004	3,295	3,523	106.9
⑤1件あたり申告漏れ 課税価格 (④/①)	万円	2,517	2,720	2,801	103.0
⑥追徴税額	億円	583	716	783	109.3
⑦1件あたり追徴税額 (⑥/①)	万円	489	591	623	105.3
⑧重加賦課割合	%	12.8	13.1	14.3	+1.2P

表5－2 相続税の簡易な接触の状況

項目		28事務	29事務	対前年比 (29/28)
①簡易な接触	件	8,995	11,198	124.5
②申告漏れ件数	件	2,280	2,668	117.0
③回答等の件数	件	3,491	4,327	123.9
④申告漏れ及び回答等の 割合 ((②+③)/①)	%	64.2	62.5	▲1.7P
⑤申告漏れ課税価格	億円	444	517	116.5
⑥追徴税額	億円	40	40	99.9

表5－3 海外資産関連事案（相続税）の実地調査の状況

項目		27事務	28事務	29事務	対前年比 (29/28)
①調査件数	件	859	917	1,129	123.1
②申告漏れ件数	件	643	699	884	126.5
③海外資産に係る 申告漏れ件数	件	117	117	134	114.5
④申告漏れ課税価格	億円	229	284	490	172.4
⑤海外資産に係る 申告漏れ課税価格	億円	47	52	70	132.5

表6 贈与税の実地調査の状況

項目		27事務	28事務	29事務	対前年比 (29/28)
①調査件数	件	3,612	3,722	3,809	102.3
②申告漏れ件数	件	3,350	3,434	3,565	103.8
③申告漏れ割合 (②/①)	%	92.7	92.3	93.6	+1.2P
④申告漏れ課税価格	億円	195	1,918	189	9.9
⑤1件あたり申告漏れ 課税価格 (④/①)	万円	540	5,153	497	9.7
⑥追徴税額	億円	49	453	57	12.5
⑦1件あたり追徴税額 (⑥/①)	万円	136	1,218	148	12.2
⑧重加賦課割合	%	1.5	1.4	1.2	▲0.2P

表7-1 土地等譲渡所得の実地調査の状況

項目		27事務	28事務	29事務	対前年比 (29/28)
①調査件数	件	5,119	5,086	5,198	102.2
②申告漏れ件数	件	3,480	3,506	3,653	104.2
③申告漏れ割合 (②/①)	%	68.0	68.9	70.3	+1.4P
④申告漏れ所得金額	億円	381	343	427	124.5
⑤1件あたり申告漏れ 所得金額 (④/①)	万円	744	674	822	122.0
⑥重加賦課割合	%	5.1	3.5	3.0	▲0.5P

表7-2 株式等譲渡所得の実地調査の状況

項目		27事務	28事務	29事務	対前年比 (29/28)
①調査件数	件	1,797	2,236	2,213	99.0
②申告漏れ件数	件	1,367	1,884	1,843	97.8
③申告漏れ割合 (②/①)	%	76.1	84.3	83.3	▲1.0P
④申告漏れ所得金額	億円	296	250	213	85.2
⑤1件あたり申告漏れ 所得金額 (④/①)	万円	1,646	1,117	962	86.1
⑥重加賦課割合	%	1.0	0.8	0.7	▲0.1P